

令和 6 年 1 2 月 2 日

議 案 参 考 資 料

1 2 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 3 2 号 常総市市民協働のまちづくり推進条例の一部を改正する条例について

常総市市民協働のまちづくり推進条例は、市民、市民活動団体、事業者及び市が互いに連携し、協力することで、魅力と活力のある地域社会の発展と新しい公共の創造に寄与することを目的として、平成 2 1 年 3 月の市議会において可決成立し、同年 4 月 1 日から施行されました。

近年、少子高齢化・核家族化など社会情勢の変化や人々の価値観及び生活様式の多様化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市におきましても、地域における連帯感が希薄化している傾向にあり、地域では防災、福祉、環境、子育て等の様々な場面で複雑かつ多様化した課題が生じ、自治会をはじめとする各種団体及び行政サービスで地域の課題に対応することは困難な状況になりつつあります。

このようなことから、市民、市民活動団体及び事業者が主体となって、地域資源を活用し、地域の課題解決に取り組む組織を地域コミュニティ協議会として認定することとし、その認定等に係る規定の整備を行うものです。

○常総市市民協働のまちづくり推進条例

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

条例第 1 号

私たち常総市民の心からの願いは、明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築き、美しい自然に恵まれた、健康的な環境を次の世代へ引き継ぐことである。

しかし、社会経済情勢の変化に伴って人々の価値観や生活様式が大きく変化し、市民の行政に対するニーズも多様化、複雑化しつつある中において、少子・高齢化を始め、教育、福祉、環境、防災、財政などさまざまな行政運営の課題に直面しているとともに、地方分権の進展によって地方公共団体の自らの決定と責任の範囲が拡大し、特色あるまちづくりが求められている。

このような課題を解決し、よりよいまちづくりを推進していくためには、地域社会を構成する一人ひとりの市民、市民活動団体、事業者、[地域コミュニティ協議会](#)そして行政が相互の理解と信頼に基づき、それぞれの特性を生かしながら、協働していくことが必要である。

私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合い、市民協働のまちづくりを推進することにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者、[地域コミュニティ協議会](#)及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協力することで、一層の公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展と新しい公共の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働のまちづくり 市民、市民活動団体、事業者、[地域コミュニティ協議会](#)及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携して協力し、それぞれが自らの経験、知識及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。
- (2) 市民活動 市民、市民活動団体及び事業者、[事業者及び地域コミュニティ協議会](#)が自発的かつ自律的に行う活動であって、営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市民活動に参加する者をいう。

(4) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(6) 地域コミュニティ協議会 地域の実情に合わせて市民協働のまちづくりを主体的に行うために設立し、第 1 1 条の規定による認定を受けて活動する組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民、市民活動団体、事業者、地域コミュニティ協議会及び市は、対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民、市民活動団体、事業者、地域コミュニティ協議会及び市は、市民協働のまちづくりを推進するため、情報を積極的に公開し、共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

3 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市の市民活動団体及び地域コミュニティ協議会に対する支援は、その公益性に基づき、公正に行われなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに積極的に参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

3 前 2 項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自

発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民活動の社会的意義及び責任を自覚して活動するとともに、開かれた運営を通じて当該活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動団体及び地域コミュニティ協議会がまちづくりに果たす役割の重要性を十分に理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

(地域コミュニティ協議会の役割)

第7条 地域コミュニティ協議会は、基本理念に基づき、市民、市民活動団体及び事業者が主体となって、地域資源を活用し、地域の課題解決に取り組むよう努めるものとする。

(市の役割)

~~第7条~~第8条 市は、基本理念に基づき、市民、市民活動団体及び事業者、事業者及び地域コミュニティ協議会の参加又は参画を得て、市民協働のまちづくりを推進するための施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるための環境の整備等を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民協働のまちづくりに資する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(施策の実施)

~~第8条~~第9条 前条第1項の規定により市が実施する施策は、次のとおりとする。

(1) 意見公募（市の施策の策定過程において、当該施策の案を公表し、これに対する市民の意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。）

(2) 市民提案（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対する市の考え方を公表するとともに、提案をした市民に回答する手続をいう。）

(3) ワークショップ（政策等について、市と市民が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）

(4) 公聴会等（政策等について、市が広く市民の意見を聴取するための会合をいう。）

(5) 附属機関等の委員の公募(市の附属機関又はこれに準じる機関等において、市民が参加し、意見等を述べる機会を確保するため、当該附属機関等の委員について市民から公募することをいう。)

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める施策
(財政的支援)

第9条第10条 市長は、市民活動団体が行う市民活動及び地域コミュニティ協議会が行う取組を促進するため、公益上必要があり、かつ、当該市民活動団体及び当該地域コミュニティ協議会の自立性を損なわないと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付等財政的な支援をすることができる。

~~―(市民活動団体の登録)―~~

~~第10条 市民活動団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。~~

~~2 前項の登録を受けようとする団体は、市規則で定める書類を添付した申請書により市長に申請しなければならない。~~

~~3 市長は、前項の規定による申請をした団体が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、これを登録し、その旨を公表するものとする。~~

~~―(市が行う業務への参入の機会の提供)―~~

~~第11条 市は、市民活動団体に対しその活動を促進するため、当該市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる分野において、委託その他の方法により市が行う業務への参入の機会を提供するよう努めるものとする。~~

~~2 前項の規定による市が行う業務への参入の機会の提供を受けようとする市民活動団体は、前条第2項の申請書にその旨を記載しなければならない。~~

(地域コミュニティ協議会の認定)

第11条 市長は、地域住民が主体となって設立し、地域の課題解決に取り組むため、市規則で定める要件に該当する組織を、地域コミュニティ協議会として認定することができる。

(地域コミュニティ協議会の認定の申請等)

第12条 前条の規定による認定を受けようとする組織は、市規則で定める書類を添付した申請書により市長に申請しなければならない。

2 地域コミュニティ協議会は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(地域コミュニティ協議会の認定の取消し)

第13条 市長は、第11条の規定により認定した地域コミュニティ協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができ

る。

(1) 市規則で定める要件に該当しなくなつたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったとき。

(市民協働のまちづくり推進委員会)

~~第12条~~第14条 市民協働のまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、常総市市民協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市民協働のまちづくりの推進に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(2) 市民協働のまちづくりに関し、必要に応じて市の施策等を調査し、市長に意見を述べること。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公募による市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 事業者

(4) 学識経験のある者

(5) 市職員

(6) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。ただし、3期を限度とする。

7 委員会は、特定の事項を審議し、又は調査するため必要があるときは、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(委員会への諮問等)

~~第13条~~第15条 市長は、市民協働のまちづくりに関する基本方針その他の重要事項を決定しようとする場合は、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。ただし、当該重要事項を所掌する他の附属機関に諮問するときは、この限りでない。

- 2 市長は、市民、市民活動団体~~又は事業者~~、事業者又は地域コミュニティ協議会から市民協働のまちづくりに関する意見、提案等の提出があった場合は、当該意見等の内容を委員会に報告し、又は諮問するとともに、速やかにこれを調査し、検討しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による諮問、検討等の結果に基づき、必要に応じて市民協働のまちづくりに関する施策を見直す等適切な措置を講じなければならない。

(委任)

~~第14条~~第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号）

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

◎議案第 33 号 常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、茨城県の医療福祉費支給制度（マル福）について、所得制限として定める児童手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の改正に伴い、常総市医療福祉費支給に関する条例についても、所要の改正を行うものです。

マル福は、県が定めた対象者（妊産婦，小児，母子父子等のひとり親家庭の親子，重度心身障害者）が定められた所得要件を満たした場合に，医療保険を使って医療機関等にかかった際の一部負担金を公費（県 2 分の 1，市 2 分の 1）で助成する制度です。現在，0 歳から 12 歳までの小児の外来と入院分，13 歳から 18 歳の中高生の入院分，妊産婦，母子父子家庭の親子，重度心身障害者の外来と入院分が対象になっています。

今回の改正では，児童手当の所得制限撤廃等により改正された児童手当法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い，茨城県医療福祉費等補助金交付要項及び医療福祉対策実施要領が，旧児童手当法施行令等を基準とするよう改正されました。

これに伴い，市条例につきましても同様の改正を行うものであり，改正に伴う支給対象者の変更はありません。

○常総市医療福祉費支給に関する条例

昭和 51 年 12 月 27 日

条例第 30 号

水海道市医療福祉費支給に関する条例（昭和 48 年水海道市条例第 11 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もって市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（第 3 号から第 5 号までに掲げる者を除く。）をいう。

(2) 小児 出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（次号から第 5 号までに掲げる者を除く。）をいう。

(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者（出生の日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は第 5 号に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童

(ア) 18 歳未満の児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。）

(イ) 20 歳未満の児童（20 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）別表第 1 に定める障害の状態にある者

(ウ) 20 歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に定める父母のない児童のうちアの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届

出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしたことのない女子

- (4) 父子家庭の父子 次に掲げる者（出生の日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は次号に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童

イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子

- (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65 歳以上 75 歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条第 2 号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号（以下「省令別表」という。）の 1 級又は 2 級に該当するもの

イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされるものの

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）において、知能指数が 35 以下と判定された者

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の 3 級又は 4 級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が 50 以下と判定されたもの

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）別表第 3 に規定する 1 級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となっている児童

カ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に規定する 1 級に該当する障害年金等の受給権者

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級に該当するもの

ク 手帳の交付を受けた者でその障害の程度が省令別表の 3 級又は 4 級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級に該当するもの

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が 50 以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級に該当するもの

（対象者）

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、常総市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は市規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（常総市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により常総市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条若しくは第 55 条の 2 の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 9 条の規定により常総市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。

（医療福祉費の支給）

第 4 条 市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦の場合にあつては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限るものとし、対象者が小児のうちの 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達

する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。) について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、市規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に定める病院若しくは診療所（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は、前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

- (1) 入院以外の医療、指定訪問看護又は手当を受けた場合 1 日につき 600 円（1 日の支給額が 600 円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者において 2 回を限度とする。）
- (2) 入院の医療を受けた場合 1 日につき 300 円（1 日の支給額が 300 円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において 3,000 円を限度とする。）

- 3 第 1 項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところ

により算出された額とする。

- 4 第 1 項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65 歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
- 5 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。
- 6 市は、対象者が市規則で定める手続に従い、市が契約した健康保険法第 63 条第 3 項各号に定める病院、診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用、当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者を支払うべき費用又は当該手当に関し当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療、指定訪問看護又は手当を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

（医療福祉費の支給制限）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第 15 条に規定する妊娠の届出のあつた日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が 1 月から 6 月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の

- 有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 184 号）による改正前の児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第 1 条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が 1,000 万円以上であるとき。
- (2) 小児にあつては、出生の日及び 1 歳の誕生日から 18 歳の誕生日までの間の誕生日において、その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得（出生の日及び当該誕生日の属する月が 1 月から 6 月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が基準額以上であるとき又は小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持するものの前年の所得が 1,000 万円以上であるとき。
- (3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日（以下「申請日」という。）又は 7 月 1 日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（申請日の属する月が 1 月から 6 月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が、扶養親族等の有無及び数に応じて、7 月 1 日（前々年の所得にあつては、前年の 7 月 1 日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 28 条第 10 項の規定によりその例によるものとされる同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 66 条第 3 項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号。以下「経過措置政令」という。）第 46 条第 4 項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が 1,000 万円以上であるとき。
- (4) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は 7 月 1 日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、**特別児童扶養手当法施行令第 2 条第 1 項**児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第 2 条第 1 項に定める額に 533,000 円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主とし

てその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、~~特別児童扶養手当法施行令第2条第2項~~旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

- 2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、~~児童手当法施行令~~旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する~~特別児童扶養手当法施行令~~旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び~~特別児童扶養手当法施行令~~旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、~~特別児童扶養手当法施行令~~旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例による。

- 3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者、配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者、配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、市規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

（届出義務）

第6条 対象者又は保護者等は、市規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（医療福祉費の返還）

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償

を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市医療福祉費支給に関する条例（以下「旧条例」という。）により医療福祉費の支給の対象者となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号から第4号までに規定するものについては、昭和52年6月30日までの間は、この条例による改正後の水海道市医療福祉費支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例の廃止)

- 3 水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例（昭和50年水海道市条例第14号）は、廃止する。ただし、新条例の施行日前に受けた医療に係る母子家庭医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 4 石下町の編入の前日に、石下町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年石下町条例第46号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（令和6年条例第9号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から適用する。

(1) 改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定 令和 6 年 6 月 1 日

(2) 改正後の第 5 条第 1 項第 4 号の規定及び第 5 条第 2 項の規定（「特別児童
扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める部分に限る。）
令和 6 年 8 月 1 日

(3) 改正後の第 5 条第 2 項の規定（「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施
行令」に改める部分に限る。） 令和 6 年 10 月 1 日

別表 略

◎議案第 3 4 号 常総市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について

この条例は、常総市奨学資金貸与条例が定める奨学資金の貸与額を引き上げる等、奨学生への支援の拡充を図るほか、用字用語の整合を図る改正等を行うとするものです。

本市の奨学金制度につきましては、住民の教育の機会均等を図るため、優良な生徒又は学生であって、経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与することにより人材の育成を図ることを目的として平成5年度に石下町で創設され、一般会計予算からの繰入金のほか、多くの町民、市民、団体、企業の皆様等からの寄附金を奨学資金貸与基金に積み立て、これらを原資として奨学金を貸与する制度です。

奨学金の貸与額につきましては、平成5年度の制度創設時から変わらず高等学校で月額1万円、高等専門学校で月額2万円、大学が月額3万円となっております。

この貸与額について、昨今の物価高騰などの経済情勢を考慮するとともに、奨学生の実態に沿った支援を行えるよう制度を見直し、その上限を高等学校で月額3万円、高等専門学校又は専修学校で月額5万円、大学で月額6万円に引上げ、これを来年度の貸与分から適用させようとするものです。

また、奨学金貸与の資格要件を改め、独立行政法人日本学生支援機構などの他団体の奨学金との併用を認めることとし、奨学生に対し、より手厚い支援を行えるための措置を講ずることといたします。

なお、奨学生の決定に際しては、有識者、教職員及び市職員で構成される常総市奨学生選考審査会の審査に付し、その選考を経て教育委員会が決定することとされております。

この奨学生選考審査会の開催時において、これまでは有識者の委員に対して報酬を支給していなかったことから、この条例の附則において常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、今後は他の附属機関の委員と同様に日額5千円の報酬を支給することといたします。

○常総市奨学資金貸与条例

平成 17 年 12 月 28 日

条例第 136 号

(目的)

第 1 条 この条例は、常総市民の教育の機会均等を図るため、優良な生徒又は学生であつて経済的な理由により修学が困難な者に対して、学資（以下「奨学資金」という。）を貸与し、もって有為な人材の育成を図ることを目的とする。

(資格要件)

第 2 条 奨学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 常総市民（市内に引き続き 1 年以上第 6 条の規定による申請の日の 1 年前から引き続き、市内に住所を有する者をいう。以下同じ。）又は常総市民の子であること。

(2) 高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、高等専門学校、大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）に在学中の者であること。

(3) 学業成績が優良で性行が善良であること。

(4) 経済的な理由により修学が困難な者であること。

(5) 本人及び~~保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に本人を監護するものをいう。以下同じ。）~~保護者等（次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者をいう。）が市税を滞納していないこと。

ア 本人が未成年者である場合 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に本人を監護するものをいう。第 10 条第 2 項において同じ。）

イ 本人が成年者（独立した生計を営む成年者を除く。）である場合 当該本人の生計を主として維持する者

~~(6) 他の奨学金を受けていない者であること。~~

(貸与額等)

第 3 条 奨学資金の貸与額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり定める額の範囲内で当該者が希望する額とする。

学校の種別	貸与額（月額）
-------	--------------------

高等学校	10,000円
高等専門学校	20,000円
大学	30,000円
専修学校	30,000円

<u>学校の種別</u>	<u>貸与限度額（月額）</u>
高等学校	<u>30,000円</u>
高等専門学校	<u>50,000円</u>
大学	<u>60,000円</u>
専修学校	<u>50,000円</u>

- 2 奨学資金の貸与総額及び貸与人員は、常総市奨学資金貸与基金の額の範囲内で市長が定める。

（利息）

- 第4条 奨学資金は、無利息とする。

（貸与期間）

- 第5条 奨学資金の貸与期間は、当該奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）の在学する学校における正規の修業期間とする。

（申請手続）

- 第6条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（審査会の設置）

- 第7条 奨学生を適正に選考するため、常総市奨学生選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の組織）

- 第8条 審査会は、9人の委員で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小学校及び中学校の学校長
- (2) 民生委員
- (3) 市職員

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(奨学生決定)

第9条 奨学生は、審査会の選考を経て、教育委員会が決定する。

(連帯保証人等)

第10条 奨学生は、市内に住所を有する成年者（独立の生計を営む者に限る。）のうちから連帯保証人及び保証人各1人を立てなければならない。

2 前項の場合において、奨学生が未成年者であるときは、当該奨学生の連帯保証人は、当該奨学生の保護者でなければならない。

(停止又は取消し)

第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 第2条第3号から第6号第5号までに掲げる要件を欠いたとき。

(2) 休学し、又は退学したとき。

(3) 心身の故障のため学業を続ける見込みがなくなったとき。

(4) 奨学資金の貸与を辞退したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学資金の貸与が適当でないと認められるとき。

(返還等)

第12条 奨学生は、貸付期間貸与期間が終了した年の翌年の4月から起算して10年以内に奨学資金を返還しなければならない。

2 奨学生は、前条の規定による取消しがあったときは、当該取消しの日の属する月の翌月から起算して5年以内に奨学資金を返還しなければならない。

3 前2項の規定による奨学資金の返還の手続等は、教育委員会規則で定める。

(延滞利息)

第13条 奨学生は、奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年7.25パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還猶予)

第 14 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。ただし、猶予期間は 5 年以内とする。

- (1) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (2) 上級学校に進学したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(返還免除)

第 15 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により奨学資金の返還が困難になったと認められるとき。

(届出の義務)

第 16 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、若しくは復学し、又は退学し、若しくは卒業したとき。
- (2) 奨学生、連帯保証人又は保証人の氏名、住所、職業その他これらに準ずる重要な事項に異動が生じたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる事由のほか、教育委員会が定める事由が生じたとき。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 2 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町奨学資金貸与条例（平成 5 年石下町条例第 5 号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前に、石下町条例の規定により貸付けを決定された奨学資金の貸付けについては、なお石下町条例の例による。

中略

附 則（令和 5 年条例第 27 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の常総市奨学資金貸与条例の規定による奨学資金の貸与の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和 6 年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(常総市奨学資金貸与条例の一部改正に伴う特例措置)
- 2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後に新たに奨学生の決定を受けた者及び施行日前に奨学生の決定を受けた者であって、令和 7 年度において奨学資金の貸与を受けるもの（附則第 4 項に規定する期限までに次項に規定する申出を行った者に限る。以下この項において「令和 7 年度奨学生」という。）について適用し、施行日前に奨学生の決定を受けた者であって、令和 7 年度において奨学資金の貸与を受けるもの（令和 7 年度奨学生を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に奨学生の決定を受けた者であって、令和 7 年度において奨学資金の貸与を受けることが見込まれるものは、改正後の第 3 条第 1 項に規定する額を限度として、同年度に貸与を受ける奨学資金の貸与額の変更を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による申出は、教育委員会が別に定めるところにより、施行日の前日までに書面により行わなければならない。
- 5 この条例の施行の際、現に改正前の第 8 条第 2 項の規定により市長から任命され、又は委嘱されている委員は、施行日において改正後の第 8 条第 2 項の規定により教育委員会から任命され、又は委嘱された委員とみなす。
(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年水海道市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 いじめ防止対策委員会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

常総市奨学生選考審査会の委員	日額	5, 000 円	一般職
----------------	----	----------	-----

○常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 31 年 9 月 19 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬が月額により定められている特別職の職員が、月の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、その月の報酬はその月の日数を基礎として日割りにより支給する。

2 報酬が年額により定められている特別職の職員が、年の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより報酬を支給する。

3 任期満了により退職した者が再び当選又は選任されたときは、報酬の支給については引き続き在職したものとみなす。

4 特別職の職員の報酬は、報酬を日額で定める特別職の職員には勤務のつど、報酬を月額で定める特別職の職員にはその月分を当該月の 21 日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、報酬を年額で定める特別職の職員にはその年度の 3 月にそれぞれ支給する。ただし、退職、失職又は死亡等によりその職を離れ、日割り又は月割りにより支給する場合には、その事由の生じたときに支給することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、情報化統括補佐官又は審理員の報酬の支給方法については、市長が別に定める。

(重複給与の禁止)

第 4 条 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する常勤の職員がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1から別表第4までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については、常総市職員の旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第13号）第16条ただし書の規定は、適用しない。

4 別表第5に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務1日当たりの費用弁償を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和31年9月30日までなお従前の例による。

（水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止）

3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和23年条例第86号）

水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年条例第154号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年石下町条例第8号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。

5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成18年3月31日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。

6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯

科医に対する別表第4の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000円」とあるのは「110,000円」と、同表学校歯科医の項中「127,000円」とあるのは「100,000円」とする。

中略

附 則（令和6年条例第12号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

職名		報酬区分	報酬額	旅費の額（相当する職）
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	10,000円	常勤の特別職
	委員	日額	9,000円	常勤の特別職
教育審査委員		日額	5,000円	一般職
いじめ防止対策委員会の委員及び臨時委員		日額	10,000円	一般職
<u>常総市奨学生選考審査会の委員</u>		<u>日額</u>	<u>5,000円</u>	<u>一般職</u>
生涯学習センター運営協議会の委員		日額	5,000円	一般職
公民館運営審議会の委員		日額	5,000円	一般職
集会所運営委員会の委員		日額	5,000円	一般職
文化財保護審議会の委員		日額	5,000円	一般職
文化芸術審議会の委員		日額	5,000円	一般職
青少年問題協議会の委員		日額	5,000円	一般職
社会教育委員		日額	5,000円	一般職
スポーツ推進審議会の委員		日額	5,000円	一般職
教育支援委員会の委員及び専門委員		日額	5,000円	一般職
学校給食センター運営委員会の委員		日額	5,000円	一般職
図書館協議会の委員		日額	5,000円	一般職

備考 勤務時間が2時間未満の場合は、表中に定める報酬額の2分の1に相当する額を報酬とする。

◎議案第 35 号 常総市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、常総市立小中学校適正配置実施計画に基づき、令和 7 年 3 月 31 日をもって、常総市立鬼怒中学校を閉校するため、条例の一部を改正するものです。

併せて、水海道中学校の通学区域を再編し、水海道小学校区及び大生小学校区から水海道小学校区、大生小学校区、五箇小学校区及び三妻小学校区に変更いたします。

○常総市立学校設置に関する条例

昭和 39 年 3 月 31 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 本市に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条の規定により，常総市立学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 常総市立学校の名称及び位置は，次の表のとおりとする。

名称	位置
水海道小学校	常総市水海道天満町 2 5 1 6 番地 1
大生小学校	常総市平町 4 1 5 番地 1
五箇小学校	常総市上蛇町 1 5 0 8 番地
三妻小学校	常総市中妻町 4 1 4 6 番地
菅原小学校	常総市大生郷町 1 6 1 5 番地
豊岡小学校	常総市豊岡町丙 3 3 6 2 番地
絹西小学校	常総市坂手町 7 3 0 3 番地 3
菅生小学校	常総市菅生町 4 7 1 1 番地
岡田小学校	常総市向石下 1 0 2 0 番地
玉小学校	常総市若宮戸 7 9 4 番地
石下小学校	常総市新石下 1 9 0 7 番地 1
豊田小学校	常総市豊田 2 2 4 6 番地
飯沼小学校	常総市鴻野山 8 5 9 番地 1
水海道中学校	常総市小山戸町 6 1 番地
鬼怒中学校	常総市中妻町 4 1 8 0 番地
水海道西中学校	常総市豊岡町乙 1 0 0 5 番地 1
石下中学校	常総市本石下 1 0 0 0 番地 1
石下西中学校	常総市杉山 9 1 0 番地 1

附 則

この条例は，昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則（令和 4 年条例第 26 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 36 号 指定管理者の指定について

令和 6 年 3 月定例会議における，常総市社会体育施設指定管理料の債務負担行為に関する令和 6 年度一般会計予算の議決を受け，常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき公募により選定を進めた結果，常総スポーツパートナーズを指定候補者として決定いたしました。

つきましては，常総市社会体育施設の指定管理者として常総スポーツパートナーズを指定いたしたく，地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決をお願いするものです。

1 候補者の選定に係る経緯

期 日	内 容
令和 6 年 3 月 25 日	令和 6 年度 常総市 当初予算「債務負担行為（令和 7 年度～令和 11 年度）5 億 6 千 875 万円」に係る決議
6 月 12 日	指定管理者の候補者を選定するために業者選定委員会を設置（教育部長，生涯学習課長，常創戦略課長，財政課長，スポーツコミッション室長を委員に選任）
7 月 19 日	市ホームページに公募の案内を掲載
7 月 31 日	公募に係る説明会を開催（9 者参加）
8 月 26 日 ～ 9 月 6 日	申請期間（常総スポーツパートナーズ，特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会，アクティブじょうそうパートナーズ，常総未来パートナーズの 4 者から申請）
9 月 19 日	第 1 次審査（書類審査） ・ 4 者とも選定
10 月 9 日	業者選定委員会による第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

2 今後の予定

期 日	内 容
令和 7 年 1 月下旬～	指定管理に関する協定の締結
4 月 1 日	指定管理の開始